

保護者や地域住民等の関わりについて

1 保護者や地域住民等の関わりの必要性

平成 30 年 12 月に中央教育審議会から答申された「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」においては、国の動向として、我が国は、少子化による人口減少、急速な高齢化など大きな変革の中にあり、今後、持続可能な社会づくりを進めるためには、行政のみならず企業や個人など様々な主体がそれぞれの立場から主体的に取り組むことが必要となる。

特に地域においては、行政＝サービスの提供者、住民＝サービスの享受者という役割分担によるのではなく、住民自らが担い手としてその運営に主体的に関わっていくことがこれまで以上に重要となると述べられている。

学校においても、より良い学校、魅力ある学校をつくることを何よりも第一の目的として、保護者や地域住民等が、学校規模により生じる可能性のある教育上の課題を共有しつつ、児童生徒にとって望ましい学校の在り方について、検討することが必要である。また、望ましい学校規模に向けた具体的な取組や、学校を存続する場合の学校規模に応じた教育の充実策を検討するなど、少子化に対応した活力ある学校づくりに向け、保護者や地域住民等が主体的に協議し、検討することが重要である。

2 地域への説明による教育上の課題の共有

教育委員会は、「姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」（以下「基本方針」という。）策定後、例えば中学校区などで説明会を実施するなど、保護者や地域住民等の参加により、基本方針の周知を図る。

また、教育委員会は、当該校区等の小・中学校の児童生徒数や学級数の将来推計を提示するなど、保護者や地域住民等と学校規模により生じる可能性のある教育上の課題の共有を図る。

3 保護者や地域住民等を主体とした協議する場の設置

(1) 協議する場について

基本方針策定後、その方針を踏まえ、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた取組を検討する必要がある場合、地域協議会を設置することが必要である。なお、保護者や地域住民等が検討に入る必要があると判断した場合も設置することができる。

地域協議会は、校区内小・中学校の保護者代表や学校関係者、自治会代表、各種地域活動団体代表で組織することが望ましい。

地域協議会を設置していない場合でも、学校評議員会など保護者や地域住民等が集まる場において、継続的に学校規模により生じる可能性のある教育上の課題を共有し、望ましい学校の在り方や教育上の課題の緩和策を考えていくことが必要である。

(2) 協議の手順について

地域協議会は、おおむね 1 年以内を目途として、協議を行い合意形成を図る。

地域協議会において、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた取組について協議された結果を踏まえ、教育委員会が実施計画を策定する。